

令和6年2月22日

川崎市議会

議長 青木 功雄 様

川崎市人事委員会

委員長 瀧 峠 雅 介

地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

令和6年2月16日付け5川議議第1076号により依頼のありましたこと
について、次のとおり意見を申し述べます。

議案第66号 川崎市立看護短期大学条例及び川崎市立看護短期大学
奨学金貸付条例を廃止する条例の制定について

この条例案のうち、川崎市職員の給与に関する条例の一部改正、川崎市会計
年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正、川崎市職員の特殊勤務手当に
関する条例の一部改正及び川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置
に関する条例の一部改正に関する部分は、川崎市立看護短期大学を廃止するこ
とに伴う所要の整備を行おうとするものであり、異議はありません。